

平成 27 年 9 月 3 日
(一財)海技振興センター

外部評価項目及び運用の改善について

外部評価委員からの評価及びコメントに基づき、外部評価項目及び運用の改善について、下記の通り取り纏めた。当該改善内容は次年度の外部評価から適用することと致したい。

記

1. 外部評価項目

外部評価項目について、以下の通り 4 項目を追加する。

- 1) タグ訓練、代理店研修等、外部の理解及び協力を得ながら外部民間業者を有効に活用しているか。(外部評価実施結果シート：分類 2.養成体制－評価項目番号 3 に追加)
- 2) 操船シミュレーター運用体制はオペレーター数を含めて適切か。
(外部評価実施結果シート：分類 2.養成体制－評価項目番号 6 に追加)
- 3) 修業生の安全を十分に考慮した必要な支給品が支給されているか。
(外部評価実施結果シート：分類 3.養成設備教材・支給品－評価項目番号 6 に追加)
- 4) 国家試験の各級における合格率は筆記・口述共にどうであったか。
(外部評価実施結果シート：分類 7.養成成果－評価項目番号 2 に追加)

2. 外部評価の運用

外部評価の運用について、以下の通り評価手順を変更する。

1) 登録水先人養成施設からの報告

当センターは、登録水先人養成施設と締結した「登録水先人養成施設への支援に関する協定書」に従い、報告事業年度終了後、登録水先人養成施設から速やかに水先人の養成について、自己点検、自己評価及び自律的な改善を実施した結果とともに水先人の養成状況の報告を受ける。

2) 外部評価委員への評価及びコメント依頼

当センターは、登録水先人養成施設から報告を受けた後、次に掲げる事項を取り纏めるべく、外部評価委員に評価及びコメントを依頼する。

- ① 登録水先人養成施設からの報告に対する評価。
- ② 養成施設が行う水先人の養成に改善が必要である場合には、その方策。
- 3) 総合事業検討委員会への付議(1回若しくは2回)
当センターは、外部評価委員の評価及びコメントを取り纏め、その結果を総合事業検討委員会に付議し、最終的な外部評価を確定する。
- 4) 外部評価結果の提示及び公表
当センターは、確定した外部評価を速やかに登録水先人養成施設に対して提示するとともに、当センターのホームページに掲載して公表する。

3. その他

評価基準のひとつである標準評価の評語「EB」の意義は「現時点では判断する材料が不足しているため、要経過観察。」と定義しているが、意義に使用している用語「要経過観察」は、否定的なイメージを連想させるとの意見があった。平成27年度の外部評価の実施にあたっては、全外部評価委員の合議により当該用語を適切なものに置き換える。

以上